

自分らしく生きるために

自分で作る老後の安心

「任意後見契約」

千葉ファミリー相談室が
お手伝いします。



公益社団法人 家庭問題情報センター

千葉ファミリー相談室

〒260-0013

千葉市中央区中央 4-12-1 KA 中央ビル 3階

電話・FAX 043-227-4716

ホームページ <http://www.fpic-chiba.com>

千葉ファミリー相談室のご紹介

当相談室は、元家庭裁判所調査官、家庭裁判所調停委員経験者、臨床心理士、スクールカウンセラー、社会保険労務士等、豊富な専門知識と経験を持つスタッフが60名以上在籍しています。

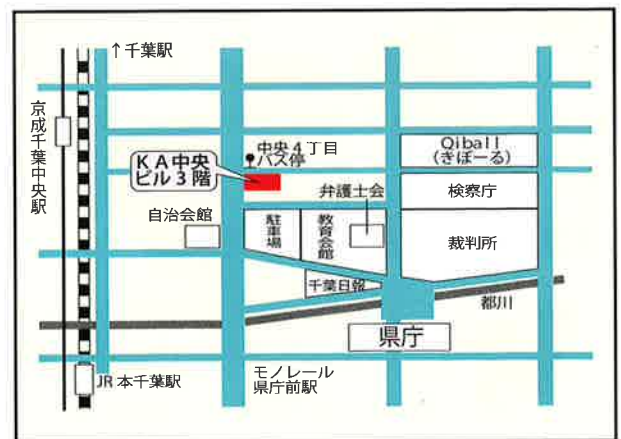
更に、当相談室の顧問として、弁護士、大学教授、医師等が活動を支援しています。

長年に亘り、夫婦関係、離婚、子育て、親族・対人関係等のご相談を受け、問題解決の支援を行ってまいりました。

平成8年から後見活動を開始し、現在、数多くの法定後見を受任しています。これらの経験を生かし、任意後見受任法人として皆様のご期待に沿えるよう、誠意をもって対応いたします。

お気軽にご相談ください。

千葉ファミリー相談室



任意後見契約の手順

【任意後見契約をご希望される方へ】

1. 千葉ファミリー相談室にお電話ください。
043-227-4716
2. 折り返し当相談室からお電話し、ご相談日の調整をいたします。
3. ご本人に面談し、ご希望を伺って、契約内容の作成をお手伝いします。
任意後見契約に併せて、「見守り委任契約」、「財産管理委任契約」等のご契約をご利用いただけます。
4. 公証人に相談し、公証役場において契約を結びます。
5. 公証人が東京法務局に契約内容を登記します。
6. 「見守り委任契約」からスタートします。



法人による後見だから、安心です

当相談室では、任意後見を、法人としてお引き受けいたします。法人後見には、次のようなメリットがあります。

- 長期にわたる後見業務に対応できます。
- 担当者を複数にして、手厚い支援体制をとっています。

Q 任意後見制度って何ですか？

A 任意後見制度は、法定後見制度と違い、ご本人の判断能力が十分な内に、予め、後見人や支援内容を、本人の希望に沿って決めておくものです。

Q 任意後見の良い所は何ですか？

A (1) 自分の手で老後に備える「安心設計」。誰を選任するか、何をしてもらうか、また住いのあり方、介護、医療等「いざという時の意思表示」等を、あらかじめ準備し、それらに基づいた契約が可能です。

(2) 法律の専門家である公証人が作成する公正証書で契約。後日、紛争等が起こらないよう、権利保全が図れます。

(3) 法定後見では出来ない様々な委任契約等が利用できます。



任意後見は安心、充実！

当相談室では、(3)の任意後見契約に併せて、次のようなご契約をご利用頂けます。契約に関する費用はご相談に応じます。

(1) 見守り委任契約



定期的にご自宅を訪問し、ご本人の生活、健康状態の把握に努めます。また、身上面を十分に配慮し、ご相談に応じます。必要に応じて医療機関等への対応をいたします。

(2) 財産管理委任契約



ご本人が加齢等により、判断能力の衰えはないにもかかわらず、身体が不自由な状況となった時、ご本人と協力して財産管理を行います。医療費の支払いや生活費を通帳よりおろして、定期的にお届けします。また、これらを行う上で管理対象財産目録・預かり証の発行・会計帳簿・事務遂行日誌を作成し、ご本人に定期的にご報告します。

(3) 任意後見契約



ご本人の判断能力が不十分な状況となった場合、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立を

行います。事前に委託された「任意後見代理権目録」により、ご本人の意思を尊重し、温かな身上監護と厳正な財産管理を目指します。任意後見発効に際しては、事前に準備された「医療・介護に関する『いざという時の意思表示』・『尊厳死宣言』公正証書」等を尊重します。

(4) 死後事務委任契約



ご本人が亡くなられた後、関係者への連絡から、葬儀・永代供養等に関する事務、またはその補助、医療費等の清算、家財道具の処分整理、行政官庁への諸届事務等に至るまで、契約に基づいて、心を尽くして行います。

